

「宗教団体に関する民事紛争の類型的考察」

(一) 問題提起

谷 口 知 平

(龍谷大学)

私法の立場からみた宗教法の問題という点についてのシンポジウムという事でございますので、私はまず、問題の提示というようなことをさせていただきたいと思えます。

学会発起人達の集会の時に「宗教法とは何か」とか、あるいは、「一体宗教学会で何をするのか」というようなことが、議論になりました、はなはだまとまらないままに学会が成立発足したような事でございますが、宗教法というものがどの様なことか。まずそのようなことからあつかっていかねばなるまいと思えます。ちょうど法社会学でも「法社会学とは何ぞや」ということがよくわからないままにりっぱに成長しておりますので、宗教学会というの何か漠然ながらわかると思うのですが、細かく考えますと、はなはだわかりにくいのであります。宗教学会で私法関係の問題として討論し、研究されるべき問題がいろいろおもいつかれるのであります。宗教学会は極めて不整備のままにあげましたのでございますが、まだまだ他にも宗教学関係のものとして、内外の法に関して研究すべきテーマがもっといろいろあると思えますので、こういう点につきまして皆様の自由な御意見ご提案を

いただいて、今後の討論の課題にしていきたいと思えます。

レジメにあげましたものでも相互に関連しており、どのように整理してまとめるかということがむつかしいのであり、どの視角からみていくかについてもいろいろの方法があると思えます。このような点について今日討論していただきまして、将来とりあげるべきテーマが協同研究のテーマとしてでもまとまりましたら、たいへんありがたいと思えます。皆さんのあいだでグループをくんで、そのようなテーマについて協同研究をしていくことができれば非常に効果的ではないかと思うのでございます。

すでに判例などを通じて、類型化して考えられるものとしては、裁判法第三条に関連するものがございます。法律上の紛争か、宗教上の紛争かということで、その限界がむつかしいのでございますが、これについては安武教授が詳細についてご報告下さることになっております。また、宗教団体の財産関係につきましては、判例など詳細にご研究なさって、若原教授がご報告下さることになっております。私の研究は一方的で未熟ですので報告して質問を受けて、回答するような能力がございませんが、このような問題があるということだけでも指摘させていただいて、できるだけシンポジウムの時間を多くとりたいと思えます。研究報告を申し上げることにならないのでこの点ご了承下さい。

そのような問題として、A、B、C、Dというようにあげてみました。第一に、宗教とは何ぞや、と、これははじめから問題になっていることですが、そのようなことになりますと、やはり宗教学とかそういう方面の研究から教えをこわなければならぬ。こういう点において、学際的な課題であるべきだと思っております。宗教史とか、宗教学といったもので、宗教というものを定義していただいて、その定義にもとづいて法律解釈の論議をするということになるであります。靖国神社が宗教であるかどうかという問題がありますが、慣習的行事と宗教的な行事とどう

いう関連があるのかというのが問題になると思います。

それから、宗教関係の紛争としては、基本的には憲法の解釈問題に関係するものが多いと思います。個人の平等思想、良心の自由、集会・結社・表現の自由の保障なども問題になりますが、やはり信教の自由をみとめる二十条と宗教団体への公的支援を禁ずる八十九条が最も問題になります。これがアメリカ憲法修正第一条の信仰の自由と国教禁止条項にあたるのではないかと私は考えますけれども。このような憲法問題が結局、私法上の問題にも関係するのであって憲法違反ということが、公序良俗違反あるいは違法ということになり契約の効果が変わったり、あるいは、不法行為として損害賠償義務が生じたりすることが考えられるのでありまして、結局は、信教の自由に関する憲法上の問題の解明が前提となりまして、民事上の損害賠償請求の認否が解決されると思っております。

それから、信教の自由というのは、個人的なものだろうと私は考えているのですけれども、やはり、家族的なものであるとか、あるいは、信徒団体、門徒団体というものの自由が考えられるのだという考え方もあります。この点においてもかなり問題があります。団体の一つの信仰、あるいは、宗教的な信念というようなものが何をいうのか、ここに属している人の本当の信念であるのか、あるいは、属しているから、それを信仰していることになっているが、個人としては他の信仰をもっていることもあります。団体の信仰と個人の信仰との関係も問題でしょう。

したがって、団体の信仰というのは結局、その団体の中核的なもの、その主要なものについて考えるべきではないかというような問題を示唆している文献もございますので、これらの点は問題になると思います。

それから、信仰の自由と公共の福祉との関係。これは、国家、公共の福祉、あるいは、国家の立場における善良な風俗というものと信仰とのかねあいでありまして、できるだけ信仰の自由を確保すべきであるが、それが国家の秩序をみだすとか、あるいは、基本的な国家、社会の道徳、倫理をみだすとか、ということになりますと、やはり規制し

なければならぬであろうと思いますが、どういふ場合に、宗教問題だからといって、国家の法適用の免除、換言すれば、国の裁判所の司法審査の対象にならないのかという問題がございます。この点について、国際私法的な問題もでてくるように思われます。たとえば、イスラム教徒の宗教規範と、カトリック教徒の宗教規範と、国家の法律がある国で、紛争の解決は国法を適用して裁判するのか、その信仰団体の法を適用して裁判するのかという問題が外国ではあるようですが、日本では、あまりおこってはいないだろうと思えますけれども、そのような問題もございます。これも一つの研究問題だろうと考えます。

それから、宗教と夫婦親子の関係。信仰の相違、夫婦一方の信仰生活が離婚原因になるのかどうかは、實際上、家庭裁判所などで、おりおり、遭遇することがございますけれども、信仰のために家庭生活が破壊してしまうことがあり、結局信仰が、婚姻を継続しがたい重大な原因として離婚原因となるのが問題になります。また、親は子供に対する監護権の一環として、教育権をもちますが、そこに、宗教教育というものが、どこまで認められるのかの問題、これは、親権のはく脱とか親権者変更の問題とかいふことにかかわってくると思えます。

それから、労働関係や社会保障の関係におきましては、聖職者が、その法律の適用から除外されるか。これについては、比較法的研究がございますが諸外国では信仰団体カトリックあたりに入ってしまうと、無報酬で、奉仕しておられる聖職者があるらしいですけれども、それがどこまで徹底しているのかどうかという問題でありまして、社会保障法あるいは労働法との関係の問題がおこってきます。日本では、あまり問題なしにもちろん労働法の適用があり、労働組合が結成され、同盟罷業も認められるというように考えられているのかと思えますけれども、しかし、そこには、集団における特別の懲戒制度とか、共済互助の社会保障の措置がございます、これが、国家の法とどういふ関係があるのだろうか、どちらを優先させるのかという問題もございます。

それから、宗教団体における財産の帰属問題でございますが、これがなかなかむづかしい。それから、社寺の経営ならびに管理の実態関係、墓地霊園の経営関係、宗教財産の時効取得というような問題があります。これについては、最高裁の判例からみますと、私には、沖繩門中事件というのがはなはだおもしろい。いろんな点につきまして、判例は示唆を与えるのであります。司法部と申しましたが、最高裁判所の判事さん、その裁判を担当された判事さんのご意見の多数、それは、多数国民の意志ならびに、法律家の考え方を代表しているものと考えてよろしいので、この沖繩門中の財産取戻請求事件というのが、なかなかおもしろいのです。判例は能力なき社団としての門中財産というものを考えております。門中は一定の組織と規律をもって運営されていますので権利能力なき社団であり、その保有する財産は祖先崇拜の信仰集団の財産であると解しております。さて宗教団体における財産関係の紛争は、一定の財産が誰に帰属するかが基本的な問題になると思いますが、それは結局だれの支配にあると認めるのがよいかという問題になってくるのではないのでしょうか。形式的には宗教法人名義になったり、個人名義になったりしておりますけれども、誰がその財産を支配すべきものか、その主宰者個人の名義になっておったところで、集団の財産と見るべき場合があるのですが、そういう意識がないために、個人財産として主宰者が独断で自由処分をなさるといことが一つの紛争の原因になっておるように思われます。この財産の帰属ならびに支配管理というものはつきりとさせるといことが、寺院の紛争の一つの解決方法ではないかと考えております。つまり、名義と実態というものは、非常に違うといふことを意識しておく必要がある。その名義がどうであろうと、時効取得ということがあってその要件が備わってしまいましたらいいわけですが、宗教団体の財産の減少をもたらすことになりまので、そこには、その宗教団体の存続の考慮というものがやはり必要となってくると思えます。これらの考量が非常にむづかしいと思うのであります。それから、組織の問題といたしまして、宗教団体の世俗面と宗教面とを分離するということが今日となえられてお

って、これが民主的であるというふうになってございますけれども、その宗教団体というものの主宰者というか、その信仰の中心の方の支配がどこまで及ぶか。この宗教面だけの支配でなくて、財産の支配もともなわれないことには、その宗教的な支配もむつかしいということがあって、そこにその分離が非常にむつかしいところがあるし、多くの信仰者は、その崇拜の中心的な主宰者を崇敬して集まっている。つまりその方の人柄あるいは人格とか神格、に対する信仰によって集団がまとまっており、その信仰団体に対する寄進によって、その信仰や教義が宣布され教団が維持発展するので、その財産関係と、その教義宣布の宗教関係との区別がはっきりついておらず、また、つけえない非常にむつかしいところがあります。全体として、宗教団体は民主的に財産を中心に、一つの崇敬信仰の対象を核として発展して来たものでありましょうが、だんだんと歴史を重ねていきますうちに単なる組織体になってしまふ。そしてその組織の首長というものは、単なる象徴的なもので、ぜんぜんその財産支配というものはない。信仰を支配し、指導するだけのことであるというのが、今日の一般の傾向であるようでありませうけれども、そこには、まだ古い考え方が、信者の間に残っていて、そこに紛争の基本的な原因がひそんでいるように思います。これを法律的に解決しようとしてもなかなかちががあかないというようなことも感ずる次第でございます。この住職や、あるいは門主とか、宗教上の中心の存在者が誰であるか、ここには、世襲制と選挙制とが考えられるのでありまして、この点につきまして、どちらがいいのかという点も大いに議論していただきたいと思えます。血脈相承という制度と宗会議員による選挙というような制度と、どちらがいいのか。選挙制にしまして任期を認めるのがよいか。終身制がよいか。このようなことがなかなかむつかしい。やはり、その信仰の中心というものは、そう度々変わってもらっては困るという意向もございまして、しかも、ちゃんと次の跡継ぎが決まっているということ、その信者が安心するのです。安心の問題であるからということで、その選挙制にふみきることがなかなかむつかしい宗団もあるようでございます。どちらがいい

のかと、これだけでも一つの大きなシンポジウムの課題になると思います。

最後に、宗教団体がいろいろの事業を行います。その事業のやり方につきまして、また、いろいろの問題があるようでありまして、一つの株式会社をこしらえて、それに託してしまい、その収益を全部、宗教団体に寄進することにする。寄進するということは、自由だろうと思いますが、非信者への株式の譲渡の禁止をしたりすることができるとかどうか。それも一つの問題だろうと思っております。また、ある企業が社寺の紋章などを商標登録いたしました、その宗団の勢力による販売路をとってしまうなどの問題になりますと、極めて現世俗的な話でございますけれども、これはやはり宗教団体をめぐる法律問題としてとりあつかっていいものだろうと思っております。宗教団体の事業として何ができるか。公益事業にも、宗教団体としては、国の助成金がもらえないので、独立の学校法人や社会福祉法人を設立すると、解散の場合の財産復帰が期待できぬというおそれがあります。最近には、税金の関係が大きくクローズ・アップされております。なぜ宗教団体が免税であるのかという根本問題があります。免税を認めるのは平等の原則に反するのではないかという意見があり、課税は国が信仰の自由を導入する機会を与えるという意見もあるようなので、これも一つの検討すべき大問題であろうと思います。

このような問題がありますので、後ほど、十分に皆さんのご意見をうかがいたいと思っております。私の導入はこれくらいにさせていただきますので、次に安武先生にお願い致します。